

# 屋外での焼却（野焼き）は制限されています たき火も、控えてください

神奈川県生活環境の保全等に関する条例に規定されています

近年、屋外でのごみの焼却やたき火について、「窓が開けられない」「洗濯物ににおいがついて困っている」などの苦情が市に多く寄せられています。

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」では、例外を除き、屋外での焼却はできません。例外として認められる焼却行為であっても、近隣の住民の迷惑になることがあります。できるだけ焼却せずに、分別して市の資源回収をご利用ください。

【条例で定める焼却施設を使用せずに屋外で燃焼してはいけないもの】

- ① 合成樹脂（プラスチックなど）
- ② ゴム ③ 木材（伐採木・木の枝を含む。）
- ④ 油脂類（鉱物油・有機溶剤を含む。）
- ⑤ 布 ⑥ 紙



Q：自宅の庭で焚き火やバーベキューをするのは問題ないですか？

A：県の条例では、屋外レジャーや日常生活を営む上で通常行われる焼却などのうち、次の焼却は例外的に行うことが認められています。

- 1 農林業者が自己の農業又は林業の作業に伴い行う焼却であって軽微なもの
- 2 日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの
- 3 屋外レジャーにおいて通常行われる焼却であって軽微なもの
- 4 教育活動の一環として通常行われる焼却であって軽微なもの
- 5 地域的慣習による催し又は宗教上の儀式行事のために必要な焼却
- 6 消火訓練に伴う焼却
- 7 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却

やむをえず焼却を行う方は、臭いや煙が近隣の住民の迷惑にならないよう、十分に配慮して下さい。

※ 周辺的生活環境に影響がある場合には「軽微なもの」には当たりません。苦情があったときには消火していただく場合があります。

※ 例外として認められる焼却行為であっても、上に記載した燃焼してはいけないもののうち①、②、④（⑥ 消火訓練に伴う焼却を除く）、⑤は焼却できません。

Q：近所で焚き火やバーベキューをしていて、臭いで困っているのですが？

A：例外として認められている焼却であっても、近隣からの苦情の相談が寄せられた場合には、市から行為者に指導を行います。